

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2026 年 10 月 1 日

株式会社リンクアンドモチベーション
SELF 株式会社

2026 年 10 月 1 日

株式交換に係る事後開示事項

東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号
株式会社リンクアンドモチベーション
代表取締役会長 小笹 芳央

東京都新宿区四谷坂町 10-10
NOW / HERE 新宿四谷
SELF 株式会社
代表取締役社長 生見 臣司

株式会社リンクアンドモチベーション（以下「LMI」といいます。）及び SELF 株式会社（以下「SELF」といいます。）は、2026 年 9 月 9 日付で両社間にて締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、LMI を株式交換完全親会社とし、SELF を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は以下のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2026 年 10 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

（1）会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定による請求を行った SELF の株主はおりませんでした。

（2）会社法第 785 条の規定による手続の経過

SELF は、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2026 年 9 月 9 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である LMI の商号及び住所を SELF の株主宛に通知いたしましたが、会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求を行った SELF の株主はおりませんでした。

（3）会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

（4）会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

LMI は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

LMI は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 7 月 11 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である SELF の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、LMI は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により LMI に移転した SELF の普通株式の数は 4,469,903 株、A 種優先株式の数は 561,798 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) LMI は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を LMI に通知した LMI の株主はいませんでした。

(2) SELF は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2026 年 9 月 9 日付で株主全員の同意を得ることにより株主総会の決議を省略し、本株式交換契約の承認を得ています。

(3) LMI は、本株式交換により、基準時の SELF の株主（ただし、LMI を除きます。）に対して、その所有する SELF の普通株式 1 株につき LMI の普通株式 0.1291419 株の割合をもって、SELF の A 種優先株式 1 株につき LMI の普通株式 0.8900962 株の割合をもって、LMI の普通株式を割当交付いたしました。なお、LMI が割当交付した LMI の普通株式の合計は 1,077,299 株であり、そのすべてを LMI が保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。

(4) 本株式交換に伴い増加した、LMI の資本金及び準備金は、以下のとおりです。

- ① 資本金 : 0 円
- ② 資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従い LMI が別途定める額
- ③ 利益準備金 : 0 円

以上